

判決年月日	平成 28 年 1 月 27 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成27年(ネ)10022号		
○控訴人の祖父の未発表・全集未収録作品から構成される本件書籍は、素材の配列において創作性を有する編集著作物に該当するが、素材の配列について、創作性を有する行為を行った者は、控訴人ではないとされた事例			

(関連条文) 著作権法 2 条 1 項 2 号, 12 条

1 事案の概要

本件は、控訴人が、本件書籍は編集著作物であり、控訴人がその編集著作者であるところ、被控訴人による本件書籍の複製及び販売は、控訴人の有する編集著作物に係る著作権（複製権、譲渡権）及び著作者人格権（氏名表示権）を侵害する行為である旨主張して、被控訴人に対し、①著作権法 112 条 1 項に基づき、本件書籍の複製及び販売の差止め、②同条 2 項に基づき、本件書籍の廃棄及びその版下データの消去、③著作権及び著作者人格権侵害の不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害金 238 万円（印税相当額の損害 38 万円及び慰謝料 200 万円の合計額）及び遅延損害金の支払、④同法 115 条に基づき、編集著作者としての名誉及び声望の回復措置として謝罪広告等の掲載を求めた事案である。

原判決は、控訴人が本件書籍の編集著作者であるとは認められないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人が、原判決を不服として控訴したものである。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示して、控訴人が本件書籍の編集著作者であるとはいえないとして、控訴を棄却した。

(1) 本件書籍が編集著作物か否かについて

ア 著作物として保護される編集著作物は、編集物であって、その素材の選択又は配列によって創作性を有するものである（著作権法 12 条 1 項）。

イ 本件書籍は、…その題号を「ツェッペリン飛行船と黙想」とし、目次、故甲 I の作品 125 編、「解題」、甲 I 略年譜、甲 I 著作目録及び初出一覧から構成される。そして、本件書籍は、故甲 I の作品合計 125 編を、別紙目次に記載のとおり、「Ⅰ 創作（詩・小説）」、「Ⅱ 随筆」、「Ⅲ 評論・感想」、「Ⅳ アンケート」、「Ⅴ 自作関連」、「Ⅵ 観戦記」の 6 項目に分類配列したものであり、各項目内における作品の配列は、「ツェッペリン飛行船と黙想」を除き、初出あるいは執筆の時期（推定を含む。）により年代順に配列するという方針に沿ったものである。

…本件書籍は、故甲 I の未発表、全集未収録作品から構成され、「一般の読者を対象とし、故甲 I の新たな面に光を当て、全集収録作品等の読み直しを促すような、資料的でありながら読み物として読むこともできる単行本とする」という編集方針の下、収録作品が選択

され、各作品の内容に応じて6項目に分類され、配列されたものであると認められる。

ところで、本件書籍を構成する故甲Ⅰの作品125編の選択は、…未発表、全集未収録作品であることという観点でされたものであって、…収集された作品（原稿）は、判読不能なもの、未完成のもの、一部しかなく完全でないもの、全集と重複するものや対談等の記事を除き、本件書籍を構成する作品として本件書籍に収録されている。上記作品の収録及び除外基準は、ありふれたものであって、本件書籍は、素材の選択に編者の個性が表れているとまでいうことはできない…。

これに対し、「Ⅰ 創作（詩・小説）」、「Ⅱ 随筆」、「Ⅲ 評論・感想」、「Ⅳ アンケート」、「Ⅴ 自作関連」、「Ⅵ 観戦記」の分類項目を設け、特に、上記Ⅳ、Ⅴ、Ⅵの分類項目を独立させたこと、さらに選択された作品をこれらの分類項目に従って配列した点には、編者の個性が表れているといえることができる。なお、個々の分類項目の中で年代順に配列したことは、ありふれたもので、編者の個性が表れているとまでいうことはできない。

ウ したがって、本件書籍は、作品を6つの分類項目を設けそれに従って配列したという素材の配列において創作性を有する編集著作物に該当するというべきである。

(2) 控訴人は本件書籍の編集著作者であるか否かについて

ア 本件書籍は、前記(1)のとおり、素材の配列において創作性を有する編集著作物に該当するものであると認められるが、控訴人は、同人がその編集著作者である旨主張する。

そこで、以下、本件書籍における素材の配列について、創作性を有する行為を行った者が、控訴人であるか否かについて判断する。

イ …①本件書籍は、被控訴人（担当者は、その従業員であった甲Ⅳ）の企画に基づいて発行されたものであること、②甲Ⅳは、当初、故甲Ⅰの日記を中心に据え、未発表、全集未収録の作品によって構成される書籍の刊行を企図したものの、日記の収録については、著作権承継者からの同意が得られなかったため、同意が得られた未発表、全集未収録作品によって構成される書籍の刊行を目指すことになったこと、③甲Ⅳは、作品の収集を、著作権承継者の子である控訴人に依頼していたところ、控訴人から、編集の方向性を示すように求められ、「一般の読者に向けて、故甲Ⅰの新たな面に光を当て、読み直しを促すような、資料的でありながら読み物としても読むことができる単行本としたい」という方針を示したこと、④甲Ⅳは、控訴人から故甲Ⅰの作品の収集が終了した旨の連絡を受け、提供を受けた作品を「Ⅰ（創作的）」、「Ⅱ（評論的）」、「Ⅲ（随筆的）」、「アンケート」、「【保留中】」に分類し、分類した項目内は、未発表のものを先に、既発表で全集未収録のものを後にして、それぞれ年代順に並べた構成案を作成し、平成24年9月28日にこれを控訴人に示したこと、⑤控訴人は、甲Ⅳに対し、構成案について、分類項目の立て方、その配列、項目内における作品の配列の修正等について順次希望や意見を述べたが、甲Ⅳは、控訴人から希望や意見が述べられると、個々の作品を読み直すなどした上で、取り入れるべきであると判断したものについては取り入れ、異なる見解のものについては取り入れないという対応をしたこと、⑥甲Ⅳは、同年10月12日頃、自作関連の作品を独立させて、最後

の分類項目とし、「Ⅰ 創作」、「Ⅱ 随筆」、「Ⅲ 評論・感想」、「Ⅳ アンケート」、「Ⅴ 観戦記」、「Ⅵ 自作関連」と分類する構成案を立案したこと、⑦この構成案については、控訴人から、「自作関連」を独立させた場合の配置に関し、冒頭に詩を、最後に観戦記を配置し、その間に他の作品を配列するという構成は崩したくないなどの希望が述べられたが、被控訴人は、初校ゲラの段階においても、「Ⅰ（創作的）」、「Ⅱ（随筆）」、「Ⅲ（評論・感想）」、「Ⅳ（アンケート）」、「Ⅴ（将棋観戦記）」、「●（自作について）」と分類し、「自作関連」を最後に配置する方針であったこと、⑧しかし、その後も、控訴人が、「自作関連」は「観戦記」の前に配置してもらいたいとの希望を繰り返し述べたため、被控訴人は、著作権承継者の子であり、その代理人的な立場にあった控訴人の意向を無視することはできないと考え、「Ⅰ 創作（詩・小説）」、「Ⅱ 随筆」、「Ⅲ 評論・感想」のほか、「Ⅳ アンケート」、「Ⅴ 自作関連」、「Ⅵ 観戦記」の分類項目、配列としたこと、以上の事実が認められる。

以上の事実を照らせば、「Ⅰ 創作（詩・小説）」、「Ⅱ 随筆」、「Ⅲ 評論・感想」、「Ⅳ アンケート」、「Ⅴ 自作関連」、「Ⅵ 観戦記」の分類項目を設け、特に、上記Ⅳ、Ⅴ、Ⅵの分類項目を独立させ、選択された作品をこれらの分類項目に従って配列することを決定したのは、被控訴人であると認められる。